

21. 鋼船規則 D 編及び関連検査要領における改正点の解説
(水位検知警報装置の防爆仕様及び内航船における水位検知警報装置の設置免除)

1. はじめに

2024年6月27日付一部改正により改正されている鋼船規則 D 編及び関連検査要領中、複数船倉貨物船の水位検知警報装置に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正の適用は次のとおりである。

(1) 鋼船規則 D 編 25.2.1-4.及び 25.2.3-3.並びに鋼船規則検査要領 B 編 B3.2.3-6.

次のいずれかに該当する船舶に適用

(a) 2024年1月1日以降に建造契約が行われる船舶

(b) 2024年7月1日以降に起工又は同等段階にある船舶（建造契約がない場合）

(c) 2028年1月1日以降に引渡しが行われる船舶

(2) 鋼船規則検査要領 D 編 D13.8.5-3.

次のいずれかに該当する水位検知警報装置に適用

(a) 前(1)が適用される船舶に搭載される水位検知警報装置

(b) 前(1)が適用されない船舶にあっては、引渡し後、交換等によって搭載される水位検知警報装置

2. 改正の背景

2015年に発生した貨物船の沈没事故を契機として、ばら積貨物船及びタンカー以外の複数の船倉を有す

る貨物船に対して水位検知警報装置を設置することが2024年1月1日より義務化されている。

一方で、水位検知警報装置の性能基準に対する統一解釈である MSC.1/Circ.1572/Rev.1 に規定される防爆形電気機器に関する要件について、関連する IMO 決議との整合が取れておらず不明確であった。

このため、IACS では防爆形電気機器に関する要件を明確化すべく、MSC.1/Circ.1572/Rev.1 の改正案を作成し、2024年5月に開催された IMO 第108回海上安全委員会 (MSC 108) にて承認された。

このため、MSC.1/Circ.1572/Rev.2 に基づき、関連規定を改めた。

また、総トン数500トン未満の船舶又は国際航海に従事しない船舶に対して、水位検知警報装置の設置を免除すべく関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正内容は以下のとおりである。

(1) 水位検知警報装置の防爆形電気機器に関する要件を明確化した。

(2) 総トン数500トン未満又は国際航海に従事しない、ばら積貨物船及びタンカー以外の複数の船倉を有する貨物船（限定近海区域、沿海区域及び平水区域を航行する船舶に限る）については、水位検知警報装置の設置に関する規定を適用する必要はない旨規定した。